

各府省等官房長等 殿

内閣府男女共同参画局長  
林 伴 子 (公印省略)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の  
確認事務取扱要綱の一部改正について (通知)

平素より、女性の活躍推進に取り組んでいただいております。厚く御礼申し上げます。

各機関におかれましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組を進めていただいております。

加点評価の対象となる認定等は国内法人を対象としていることから、これらの認定等の対象とならない外国法人が調達において不利な立場に置かれまいよう、内閣府は、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定。以下「要綱」という。）に基づき、外国法人がこれらの認定等に相当することの確認を行っており、確認を受けた外国法人はワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて加点評価の対象になることとしているところであります。

今般、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「実施要領」という。）の改正を踏まえ、要綱を改正しましたので、下記のとおり改正内容を御了知いただくとともに、本取組の更なる推進を図っていただきますようお願いいたします。

また、本通知の内容について、女性活躍推進法第 24 条第 1 項の対象を定める同法施行令第 2 条に掲げる貴府省等所管の独立行政法人等に対する周知をお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 主な改正内容

- ① 実施要領の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定による加点評価の対象が常用労働者「300 人以下」から「100 人以下」に引き下げられたことに伴い、同計画の策定に相当する外国法人であることの確認の対象を常用労働者「300 人以下」から「100 人以下」に改正。（第 3 条第 1 項第 3 号、様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号関係）

② 実施要領の改正により、令和4年4月1日から、トライくるみん認定の配点区分が新設されたことやくるみん認定に係る配点が引き上げられたことを踏まえ、認定に相当する外国法人であることの確認の対象としてこれらの認定を追加。(第3条第1項第4号、第5条第1項の表中「区分」の欄の(4)、様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号関係)

(2) 施行日

令和4年4月28日